



11月土地区画整理事業説明会を開催します！

10月に開催した説明会に引き続き、町中心部において行う土地区画整理事業のさらによくわしい内容について、下記のとおり説明会を開催いたします。

町全体に係わる内容となりますので、対象の方以外の町民の皆さま、離半島部地区の皆さまもぜひご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

		日 時			会 場
第1回	11月24日	(土)	午前	10時30分	総合体育館 大体育室
第2回			午後	1時30分	
第3回	11月27日	(火)	夕方	6時30分	

対象となる方

- 土地区画整理事業区域内に居住されていた方
- 同区域内に現在も居住されている方
- 同区域内に土地をお持ちの方
(※裏の図面をごらんください)



内容

- 事業計画について
- 土地区画整理事業の進め方について
- 盛土工事について
- 土地の買取りについて など

【注意事項】

※会場はすべて**イス席**になります。

※今回は**対象地区を設定しておりません**。

すべて同じ内容で行いますので、ご都合のよい日にお越しください。

※バスの送迎はありません。ご近所の方と乗り合わせていただく等、ご協力をよろしくお願いいたします。駐車場は町民野球場仮設住宅隣の一般駐車場をご利用ください。

説明会に関するお問い合わせ先

役場復興推進課 ☎54-3131(内線232、233)

災害危険区域の指定(案)についての縦覧を行います

●災害危険区域の指定(案)について

東日本大震災を教訓として、津波災害から住民の生命と財産を守るため、女川町中心部および離半島部地区(江島、小屋取地区を除く)における災害危険区域の指定を12月初めに予定しています。

区域指定後は、原則として住居の新築や増築はできません。
災害危険区域となる予定の区域で現在お住まいの建物は、整備計画に支障がなければそのまま利用することができますが、災害危険区域指定後は、津波災害に対し安全な構造でなければ新築や増築ができなくなりますので、指定前にご確認ください。

●縦覧の期間

日にち:平成24年11月5日(月)～平成24年11月18日(日)

時間:午前8時30分から午後5時まで

場所:女川町役場 仮設庁舎2階 復興推進課

(※期間中であれば土日も縦覧することができますので、当日の当直職員へお申し出ください)

●意見書の提出について

災害危険区域の指定(案)に意見のある方は、下記のとおり女川町長あて意見書を提出することができます。

記

○意見書提出期間:平成24年11月19日(月)～平成24年12月2日(日)

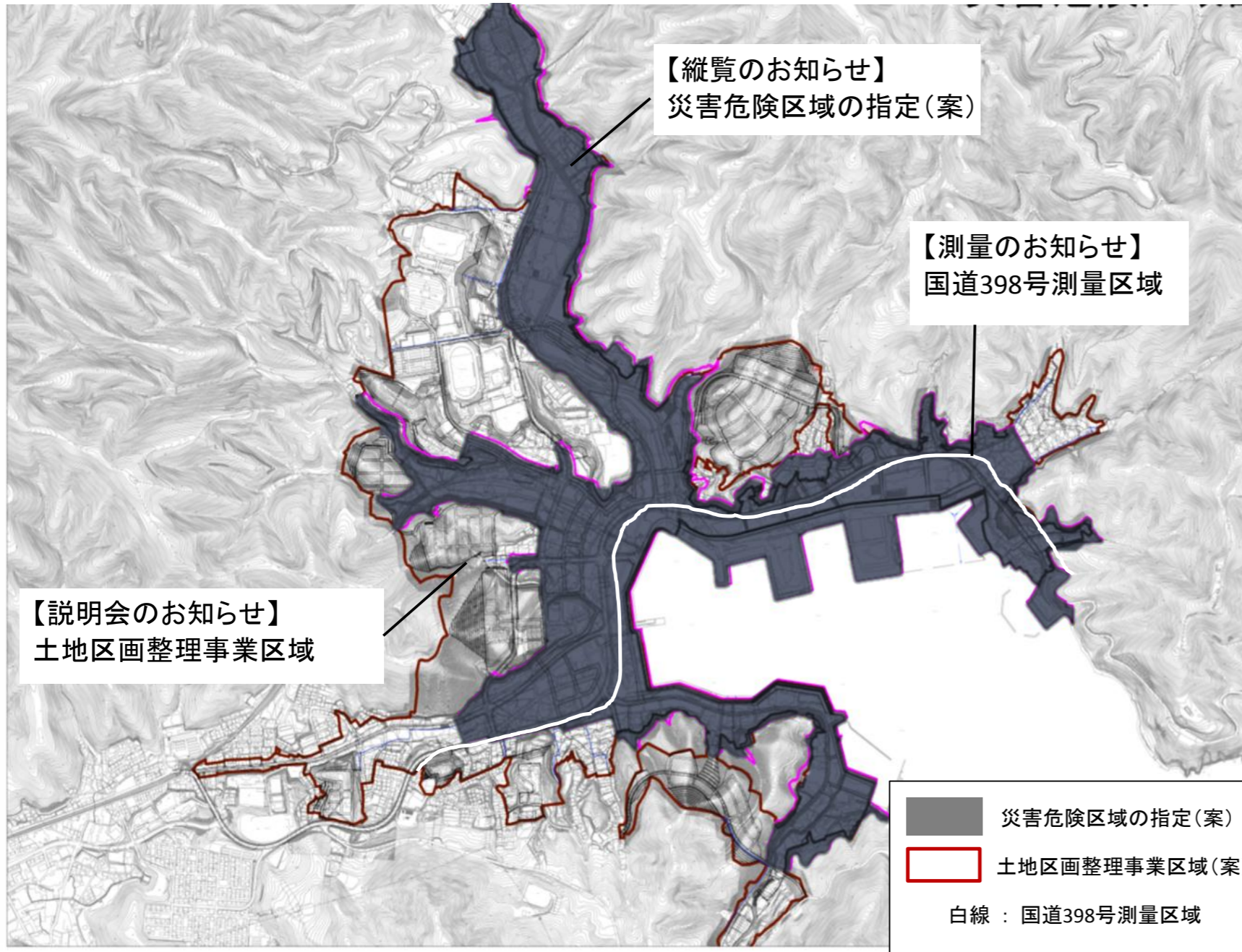
○意見書提出(郵送)先
〒986-2261 牡鹿郡女川町女川浜字大原316
女川町役場 復興推進課あて

※意見書には住所・氏名・連絡先を記入のうえ、できるだけ具体的に意見を記載して、女川町役場復興推進課まで持参または郵送のいずれかの方法で提出してください。

※様式は復興推進課に用意してあります。

縦覧に関するお問い合わせ先

役場復興推進課 都市計画係
☎ 0225-54-3131(内線235・237)



【測量のお知らせ】 土地区画整理事業区域内の土地立ち入り調査のお願い

女川中心市街地のまちづくり事業の実施にあたり、土地区画整理事業区域内の土地および建物の調査、また新しく計画している国道398号の設計に必要な現地の測量作業を行います。

その際には、周辺の土地に立ち入らせていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

測量に関するお問い合わせ先

宮城県東部土木事務所 道路建設第四班 ☎ 0225-98-3157
UR都市機構 女川事務所 ☎0225-54-2811

○作業期間
平成24年10月中旬
～平成25年3月末

○測量、保証調査業者
(株)北振技研、(株)日測、
福岡都市技術(株)

※調査は県またはUR都市機構が発行した身分証明書を携帯した作業員が行います。

緊急防災空地整備事業(※町中心部のみ)における 土地の買取り契約会(第1回)を開催します

※緊急防災空地整備事業とは、土地区画整理事業の都市計画決定を行なった後、事業が開始する前までの間、防災性の向上を図るための公共用地を取得することができる制度です。この制度を活用して、これまで買い上げることができなかった宅地以外の被災した土地(雑種地や工場用地、駐車場など)を町で買い取ることができるようになりました。

○対象者:緊急防災空地整備事業(ピンクの買取り希望確認書)で買取り希望された方で、買取りが可能な方

※対象者には10月上旬に買取り希望確認書をすでに送付しております。

※買取り対象者あてに契約会の案内通知文書を郵送します。

(平成24年11月15日ころに郵送予定)

○期 間:平成24年11月28日(水)から1週間程度

※今回が最初の契約会となります。その後12月までの間に、抵当権などの権利の抹消あるいは、相続登記が完了し、**買取りが可能となった方は、役場復興推進課用地係(54-3131、内線264・265)までご連絡ください。**その際、改めて次回の契約会の案内通知を郵送します。

土地のことで
お困りの方は、、、
専門家相談窓口を
ご利用ください!

■期間

平成24年10月11日(木)
～平成25年3月29日(金)

■時間:平日のみ

(8:30～17:00)

※土日祝日は休み

■場所

町民野球場事務室
(下記会場図参照)

～契約会の案内通知文の内容並びに同封する書類～

1 契約会の日時

案内通知文に契約会の日時を記載します。買取り対象となる土地の旧行政区単位で契約会の実施日を分ける予定です。**通知文に記載された日の午前9時から午後8時**の間で都合の良い時間にお越しいただき、ご契約をお願いすることになります。

なお、お越しになられた順番に整理券を配布し、できるだけお待たせしないように対応したいと考えていますが、混雑した場合はお待ちいただくこともございます。ご協力のほどよろしく申し上げます。

【注意】どうしても指定日にご来場できない場合は、別の日へ変更することも可能ですので、ご連絡ください。

2 契約会の場所

町民野球場事務室(右の会場図をごらんください⇒)

※駐車場は第二多目的運動場前駐車場をご利用ください。

3 契約会に持参していただくもの

①印鑑(実印)

②印鑑証明書(1通)

③金融機関の口座を確認できるもの(契約者ご本人の口座)

④り災証明書の写し(原本は所有者様でお控えください)

(お持ちでない方は、契約書に貼付する印紙税をご負担していただきます。)

※持参していただくものについては、契約会の案内通知文に改めて記載します。

4 土地買取価格の明細書

(買取土地の買取価格を記載した書面を案内通知文に同封します。)

会場図

第二多目的運動場



契約会についてのお問い合わせ先:役場復興推進課 用地係 54-3131(内線264・265)